



耐火物及び耐火物原料の耐火度試験方法

JIS R 2204 : 1999

平成 11 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS R 2204 : 1991は改正され、この規格に置き換えられる。

従来、この規格は耐火れんがの耐火度試験方法だけを対象としていたが、今回の改正で類似規格として制定されていたJIS R 2573(粘土質プラスチック耐火物の耐火度試験方法)及びJIS M 8512(耐火物原料の耐火度試験方法)の内容を包含し、標題を“耐火物及び耐火物原料の耐火度試験方法”に改め、耐火度試験方法の統一化を図った。また、この規格に対応する国際規格としてISO 528 : 1983制定されているため、その内容との整合を図った。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 25. 4. 19 改正：平成 11. 3. 20

官 報 公 示：平成 11. 3. 23

原案作成協力者：耐火物技術協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 窯業部会（部会長 福浦 雄飛）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

耐火物及び耐火物原料の 耐火度試験方法

R 2204 : 1999

Test method for refractoriness of refractories and raw materials

序文 この規格は、1983年に第1版として発行されたISO 528, Refractory products—Determination of pyrometric cone equivalent(refractoriness)が規定しているISOコーンを用いる試験方法を技術的に変更することなく採用し、併せて従来我が国で使用してきたゼーゲルコーンを用いる試験方法についても追加して規定した日本工業規格である。

なお、この規格で、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、非酸化物を含まない耐火物及び耐火物原料の耐火度試験方法について規定する。ただし、炭素を含有するときは、炭素をあらかじめ除去した試料について測定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 528 : 1983 Refractory products—Determination of pyrometric cone equivalent(refractoriness)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS M 8100 粉塊混合物—サンプリング方法通則

JIS R 2572 高アルミナ質プラスチック耐火物及び粘土質プラスチック耐火物の含水率試験方法

JIS R 8101 耐火度試験用標準コーン

JIS Z 8801 試験用ふるい

JIS Z 9001 抜取検査通則

ISO 1146 Pyrometric reference cones for laboratory use—Specification

ISO 8656-1 Refractory products—Sampling of raw materials and unshaped products—Part 1 : Sampling scheme

3. 装置、器具及び標準コーン 装置、器具及び標準コーンは、次のものを用いる。

a) **粉碎用器具** 鉄製乳鉢を標準とするが、他の粉碎機⁽¹⁾を使用してもよい。

注⁽¹⁾ 粉碎機を使用する場合、粒度構成が異なると耐火度が異なるので注意する必要がある。

b) **ふるい** JIS Z 8801に規定する試験用ふるい。

c) **試験コーン成形用金型** 使用する標準コーンの種類に応じた形状及び寸法をもつ成形用金型。

d) **試験炉** 規定の加熱速度が得られるガス炉、電気炉など。

e) **標準コーン** JIS R 8101に規定する標準コーン又はISO 1146に規定するISOコーン。

4. 試料(試験コーン)

4.1 試料採取方法及び試料作成方法は、受渡当事者間の協定によって決定する。

なお、必要に応じて、JIS Z 9001、JIS M 8100又はISO 8656-1による。

なお、JIS R 2572によって試験を行った試料を耐火度試験に供してもよい。試料の含有物が燃焼又は揮発することによって、耐火度に影響を与えるおそれがある場合には、あらかじめ試料を仮焼しておかなければならない。